

静岡県が実施する「令和7年度建設工事等事故防止重点対策」

交通基盤部及び経済産業部が発注した建設工事等で令和6年度に、12件の労働災害(内死亡事故1件)、30件の公衆災害(傷害0件、物損30件)が発生した。

本年度はこれらの災害発生を0件にすることを目指し、本県が発注する建設工事等の安全対策の重点項目を下記のとおり定め、発注者と受注者が一体となって取り組むこととする。

1 労働災害の防止

・崩壊・倒壊事故防止対策

大型構造物の転倒や地山崩壊の危険性がある場合には、対象物の自立を過信せず、支保工や土留矢板、作業区域設定や手順の検討により作業員の安全を確保すること。

また、資機材保管時には、対象物の形状、重量、変形等にも考慮し、荷崩れや倒壊が起きないように、積上げ高さ、固定方法や滑り止め等の対策を講じること。

・機械・器具との接触・挟まれ事故防止対策

重機等を使用する場合は作業計画書を作成し、重機の作業範囲をコーンバー等による分離措置を講ずるか、監視員を配置することにより、作業員との接触防止措置を講ずること。

吊り上げ作業時の補助作業において、手を挟まれる事故が多いことから、介錯ロープやバール等を使用することで作業員の安全を確保すること。

・切れ・こすれ作業等の事故防止対策

チェーンソー・電動のこぎり・サンダー等の使用において、「キックバック等」による自傷事故を防止するため、適切な工具の使用・防護具の着用・安定した作業台等を確保し、事故防止を図ること。

2 公衆災害の防止

・上空施設等への接触防止対策

橋梁や架空線下の重機作業において荷台やブームを上げた状態で移動し、上空施設に接触する事故を防止するよう、注意喚起表示を設置し、作業前には複数の作業員で支障物の位置と高さを現地確認すること。

・地下埋設物損傷防止対策

「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」等に基づく事前情報の点検・確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、慎重な掘削作業を作業員に周知徹底すること。

・除草作業等の飛び石防止対策

下刈機での除草作業を行う場合は、作業前の現場点検による浮石等危険物の除去と、防護パネル・ネットでの車両や歩行者通行側への飛び石を防止する等の対策を行うこと。